平成２３年（フ）第９７１号
札幌市西区八軒10条東１丁目１番７号　ラセーヌ八軒202号
債務者　福岡　拓治
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９７９号
札幌市豊平区平岸６条13丁目５番１―120号
債務者　成田　朱里
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９８５号
札幌市清田区平岡８条３丁目７番８号　フィオーレ平岡102号
債務者　杉原直通こと　金　　漢圭
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９８７号
札幌市西区発寒５条５丁目２番45号
債務者　櫻井　　彰
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０００号
札幌市白石区北郷１条８丁目12番６号
債務者　大野　律子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０３３号
北海道江別市野幌代々木町３番地の13
債務者　戸嶋トヨ子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０３４号
北海道江別市野幌代々木町３番地の13
債務者　戸嶋　正人
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０４１号
札幌市豊平区美園５条７丁目４番13号　５―７ハイツ203号
債務者　福田　千秋
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０５９号
札幌市東区北37条東19丁目１番７号　アットホーム205号
債務者　佐々木茂美
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３号
北海道斜里郡小清水町字小清水784番地の９
債務者　山田　勝弘
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
群馬県甘楽郡下仁田町大字川井294番地
債務者　上原　敬一
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１１４号
群馬県高崎市新町1714番地１　センチュリー新町410号
債務者　窪田美代子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１２１号
群馬県藤岡市立石527番地５
債務者　櫻井　吉江
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１４１号
群馬県安中市野殿乙2669番地
債務者　矢島　正明
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１９１号
新潟市東区紫竹４丁目14番17号
債務者　溝口るり子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７１号
静岡県沼津市東椎路1660番地の１　市営中尾団地Ｊ５―701
債務者　鈴木　由香
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１０３１号
名古屋市緑区大高町字鶴田61番地　間瀬ビル702号、申立時の住所名古屋市緑区大高町字伊賀殿123番地の１
債務者　鳥居　賢二
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部